

# 新ごみ処理施設建設候補地選定結果検証の概要について

## 1 検証の目的

江南市が行った新ごみ処理施設建設候補地選定の合理性、客観性及び妥当性について、専門的な見地から検証する。

## 2 検証の実施機関

一般財団法人日本環境衛生センター

## 3 検証の視点

### (1)選定経過の検証

候補地選定にあたって、「特定の候補地を選定するように評価基準を設定したのではないか」という疑念を第三者に持たれないためには、候補地の洗い出しの前に評価項目を設定することが望ましい。この視点から、候補地選定の経過を検証した。

### (2)候補地洗い出し条件の検証

候補地洗い出しの条件が妥当か、他自治体の建設事例を参考に検証した。

### (3)評価項目の設定の検証

候補地選定にあたって、評価項目の設定は重要である。特定の候補地が有利になるように偏った設定となっていないか、合理的かつ妥当であるか、他市町村の事例及び法的な基準に準じて、視点に不足がないかを検証した。

#### ※法的な基準

愛知県建設部策定の「都市計画」におけるごみ処理施設等の位置の選定に係る配慮事項の望ましい基準（以下「都市計画」における配慮項目という。）

- ・原則として工業地域又は工業専用地域であること（市街化区域の場合）
- ・既存集落（概ね50戸以上の住宅が連たんしているものに限る。）から100m以上離れていること（用途地域の指定のない区域の場合）
- ・住居系の用途地域から100m以上離れていること（用途地域の指定のない区域の場合）
- ・学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること

### (4)判定基準の設定の検証

判定基準の設定において、客観的な判定ができる基準となっているかを検証した。

### (5)評価内容の検証

設定した評価項目について、合理的かつ公平な評価が行われているかを検証した。

設定した評価項目について、設定した判定基準が各候補地に正しく適用されて評価されているかを検証した。

### (6)判定結果の点数化(重み付け)の検証

判定結果の点数化（重み付け）が妥当か、候補地選定の目的を踏まえて、検証した。

### (7)評価結果の検証

評価内容に基づき判定した結果を改めて点数化した。

## 4 候補地の位置

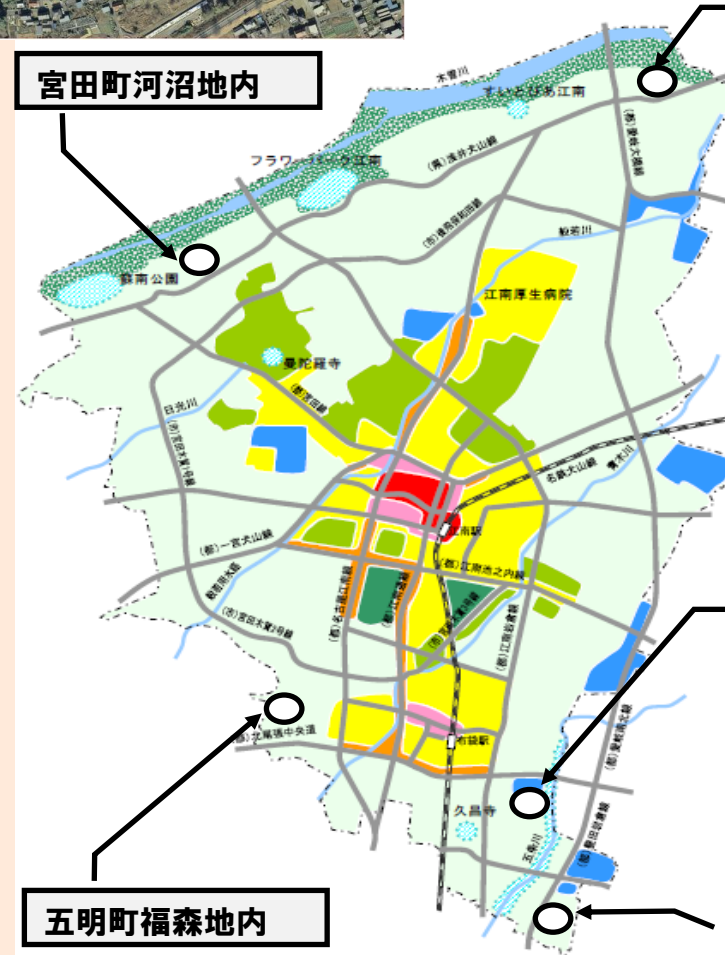
江南市の候補地選定のために洗い出した5候補地は図のとおりである。



宮田町河沼地内



中般若町北浦地内



小折町八反畑地内



五明町福森地内



曾本町二子前地内

## 5 検証

### (1) 選定経過の検証

#### 江南市が候補地の受入れを表明した経緯

2市2町(犬山市、江南市、大口町、扶桑町)で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議(以下「第1小ブロック会議」という。)の建設候補地は、各市町が持ち寄った候補地を新ごみ処理施設建設候補地検討委員会での検討を経て、平成22年5月に多数決により犬山市宇喜六屋敷地内に決まったが、平成23年11月に地権者から用地提供再考の申し入れがあり、平成24年8月には犬山市池野神尾地区から凍結宣言を受けた。

その後、江南市が最も多くごみを出すことや市内に広域処理施設がないことから10万人都市としての責任を果たすため、同年10月に候補地の受入れを表明し、直ちに候補地選定作業の見直しに着手した。同年11月、第1小ブロック会議にて、江南市内の候補地選定作業の早期対応を求められ、同年12月に江南市の候補地を選定し、江南市の全議員が集まる全員協議会への説明を経て、第1小ブロック会議で中般若町北浦地内を候補地とすることを発表した。

#### 候補地選定のあり方

候補地選定の公平性及び透明性の観点から、候補地洗い出しの前に選定方法(評価項目、判定基準、重み付け)を設定することが望ましい。

**江南市が候補地の受入れを表明した経緯から、江南市では候補地の洗い出しと選定方法の設定が併行して進められている。このため、選定方法の設定において、特定の候補地が選定されるような評価項目の設定となっていないか、(3)評価項目の設定で検証する。**

### (2) 候補地洗い出し条件の検証

#### 候補地の洗い出しの条件

江南市は、候補地の洗い出しにあたって、3ha(30,000㎡)以上の一団となったエリアを洗い出している。

#### 現施設規模

焼却施設(施設規模:最大236t/日)と粗大ごみ処理施設を建設する計画となっている。

#### 他自治体の事例

近年建設された同規模施設(150t/日~300t/日)の事例

自治体名・施設名	稼働開始	敷地面積	施設概要
大阪府枚方市 東部清掃工場	平成21年1月	51,350㎡	焼却施設:240t/日 破碎施設:39t/5時間
小牧岩倉衛生組合 小牧岩倉エコルセンター	平成27年4月	35,600㎡	ごみ焼却施設:197t/日 リサイクルセンター:27t/5時間
佐賀県西部広域環境組合 さが西部クリーンセンター	(予定) 平成28年1月	31,800㎡	エネルギー回収推進施設:205t/日 粗大ごみ処理施設:22t/5時間
福岡県久留米市 宮ノ陣クリーンセンター	(予定) 平成28年4月	74,000㎡	焼却施設:163t/日 破碎選別施設:不燃・不燃粗大28t/5時間 +可燃粗大24t/5時間 リサイクル施設:22.5t/5時間
宮崎県都城市 クリーンセンター	平成27年3月	25,870㎡	焼却施設:230t/日

敷地面積は3.2~7.4ha(焼却施設単独の場合でも約2.6haである。)

**候補地洗い出しの条件(3ha以上の一団となったエリア)は妥当である。**

### (3) 評価項目の設定の検証

#### ●江南市が設定した評価項目(10項目)

基本要素①敷地面積の確保②アクセスのしやすさ

重要要素③用地確保のしやすさ④近くの住居の少なさ⑤運搬経費の安さ

参考要素⑥学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無⑦搬入道路の集落通過⑧行政計画とのつりあい  
⑨土地造成のしやすさ⑩土地利用の現況

※特記事項として、「農業振興地域の指定」、「河川保全区域の指定」、「航空法による高さ制限」、「構築物等の有無」、「埋蔵文化財の有無」、「近接する水源の有無」の6項目を配慮すべき項目として、調査結果を明らかにしているが、評点の対象とはしていない。

#### ●ごみ処理施設建設用地選定結果を公開している他自治体との比較

江南市が設定した項目は、下表のとおり他自治体でも設定されている。

江南市の評価項目		事例①	事例②	事例③	事例④	事例⑤
基本要素	① 敷地面積の確保	○	○	○	△	○
	② アクセスのしやすさ	○	○	○	-	○
重要要素	③ 用地確保のしやすさ	○	-	-	○	-
	④ 近くの住居の少なさ	○	-	△	○	○
	⑤ 運搬経費の安さ	○	-	△	○	△
参考要素	⑥ 学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	-	-	○	-	○
	⑦ 搬入道路の集落通過	-	-	-	△	○
	⑧ 行政計画とのつりあい	○	△	○	○	○
	⑨ 土地造成のしやすさ	○	○	△	-	○
	⑩ 土地利用の現況	○	-	-	○	-

○:江南市の項目とほぼ同じ評価項目 △:江南市の項目と関連する評価項目

事例① 長野県佐久市  
事例② 東京都町田市  
事例③ 兵庫県南但広域行政組合  
(養父市、朝来市)  
事例④ 奈良県奈良市  
事例⑤ 長野県伊那市

#### ●江南市の設定項目以外で他自治体が設定している項目の評価要否の判断

下表により、他自治体が設定していて、江南市で特記事項とされた「農業振興地域の指定」、「河川保全区域の指定」、「航空法による高さ制限」などの「土地利用の許認可等」、「構築物等の有無」、「近接する水源の有無」に加え、新たに「浸水想定区域の指定」や事業を進める上で必要となる「候補地選定に向けた合意形成過程」について、評価する必要がある。

評価項目	評価の要否	評価の要否を判断した理由	
用地取得の可能性(市有地の活用)	×	立地可能な市有地はない	
立地条件	法規制(環境保全)	×	市内に建設が困難な指定はない
	法規制(防災)	×	市内に建設が困難な指定はない
	ライフラインの確保	×	5候補地の条件に大きな違いは認められない
土地利用	許認可等	○	農業振興地域の指定、河川保全区域の指定、航空法による高さ制限がある なお、農業振興地域指定については参考要素⑧行政計画とのつりあいで判定する
	構築物等の有無	○	構築物等がある場合、補償等が必要になる場合がある
生活環境保全	近接する水源の有無	○	水道水源への影響を考慮する
自然環境保全	希少動植物等の存在	×	現時点では、認められない 環境アセスメントにおいて調査する
	地下水・湧水	×	現時点では、認められない 環境アセスメントにおいて調査する
	景観	×	現時点では、認められない 環境アセスメントにおいて調査する
防災	活断層の有無	×	活断層はない
	浸水想定区域の指定	○	浸水による施設への影響を考慮する
社会条件	交通量及び混雑度	×	現時点では、大きな違いは認められない 交通量に与える施設の影響は軽微である
	住民持込みの利便性	×	アクセスのしやすさで判断できる※現時点では、持込は未定としている
	埋蔵文化財の有無	×	埋蔵文化財が出土すると調査が必要になり、建設が遅れるおそれがある。隣接する埋蔵文化財はない
	遺跡・史跡等の有無	×	ごみ処理施設が遺跡・史跡に影響を及ぼすことはないと考えられる。隣接する遺跡・史跡等はない
経済性	用地取得費	×	全体事業費からみると、影響は小さい
	造成費	×	全体事業費からみると、影響は小さい
	ライフライン整備費	×	全体事業費からみると、影響は小さい
合意形成	候補地選定に向けた合意形成過程	○	事業を進める上で地元の理解が必要となる
	他市町の同意取得	×	5候補地の条件は変わらない

○:評価すべき事項 ×:評価しない事項

●「都市計画」における配慮項目

下記項目について、評価する必要がある。

- ・原則として工業地域又は工業専用地域であること（市街化区域の場合）
- ・既存集落から100m以上離れていること
- ・住居系の用途地域から100m以上離れていること
- ・学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること

江南市が設定した評価項目は、他自治体の事例でも設定しているものであり、妥当である。評価項目は候補地選定のための主要な項目を網羅している。

(1) 選定経過の検証で課題とされた、特定の候補地が選定されるような評価項目の設定とはなっていないことを確認した。

(4) 判定基準の設定の検証

●市が設定した判定基準の検証

基本要素②「アクセスのしやすさ」、重要要素③「用地確保のしやすさ」、重要事項⑤「運搬経費の安さ」、参考要素⑧「行政計画とのつりあい」、参考要素⑨「土地造成のしやすさ」については、客観的な判定基準がないため、新たに判定基準を設定した。

●市の判定基準(判定基準が明確でない項目は新たに判定基準を設定)

評価項目		判定基準	評価
基本要素	① 敷地面積の確保	4ha以上の整形地が確保できる	○
		3ha以上4ha未満の整形地が確保できる	△
		3ha未満の整形地が確保できる	×
② アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	○	
	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している(主要道路まで100m未満)	△	
	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない(主要道路まで100m以上)	×	
重要要素	③ 用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である(～50名)	○
		地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である(51～100名)	△
		地権者が非常に多く、土地取得が困難である(101名～)	×
④ 近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	○	
	周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	△	
	周囲500m以内の住宅等が500戸以上である	×	
⑤ 運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い(～118,944千円/年)	○	
	構成市町からの運搬経費は中間的なものである(118,945～145,376千円/年) ※平均値132,161千円/年の±10%	△	
	構成市町からの運搬経費が他に比べ極めて高い(145,377千円/年～)	×	
⑥ 学校等施設の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	○	
	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある	×	
⑦ 搬入道路の集落通過	集落等を通り抜けて施設に搬入が可能	○	
	施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	△	
	施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する	×	
参考要素	⑧ 行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画に支障がない(解除等が必要な指定がない)	○
		土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない(解除等が必要な指定があるが、解除は可能)	△
		土地利用構想、土地利用計画に著しい支障がある(解除等が難しい指定がある)	×
⑨ 土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である(平坦な地形)	○	
	地形上の問題により造成上の開発投資が必要である(土地造成が可能である)	△	
	急峻な地形等により土地造成が困難である(土地造成が困難である)	×	
⑩ 土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	○	
	現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている	×	

※朱書きは新たに設定した判定基準

●(3)評価項目の設定の検証において他自治体が設定している項目で追加検討が必要とした項目の判定基準

追加検討項目に対して、下記のとおり判定基準を設定する。

評価項目		判定基準	評価
追加検討項目	⑪ 土地利用の許認可(河川保全区域)	指定されていない	○
		一部指定されている	△
		全域指定されている	×
	⑫ 土地利用の許認可(航空法による高さ制限)	指定されていない	○
		指定されている(60m以上)	△
		指定されている(60m未満)	×
	⑬ 構築物等の有無	構築物等がない	○
		構築物等があるが、避けることは可能	△
		避けることのできない構築物等がある	×
	⑭ 近接する水源の有無	近接する水源(河川、地下水)はない	○
		近接する水源(地下水のみ)がある	△
		近接する水源(河川)がある	×
⑮ 浸水想定区域の指定	指定されていない	○	
	一部指定されている	△	
	全域指定されている	×	
⑯ 候補地選定に向けた合意形成過程	周辺地区を含めた地元住民の理解を得ている	○	
	所在地区住民の理解を得ている	△	
	地元住民の理解を得ていない	×	

●(3)評価項目の設定の検証において追加設定した「都市計画」における配慮項目の判定基準

「都市計画」における配慮項目に対して、下記のとおり判定基準を設定する。

評価項目		判定基準	評価
「都市計画」における配慮項目	⑰ 工業地域又は工業専用地域であること	工業地域又は工業専用地域である	○
		工業地域又は工業専用地域でない	×
	⑱ 既存集落から100m以上離れていること	100m以上離れている	○
		100m未満である	×
	⑲ 住居系の用途地域から100m以上離れていること	100m以上離れている	○
		100m未満である	×
	⑳ 学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること	100m以上離れている	○
		100m未満である	×

判定基準は、候補地に優劣をつける観点から、概ね妥当である。ただし、市が設定した評価項目で判定基準が明確でないものや(3)評価項目の設定の検証において評価が必要と判断した追加検討項目や「都市計画」における配慮項目について判定基準を設定した。

## (5) 評価内容の検証

### ●市設定の評価項目の検証

市設定の判定基準に基づいて、検証した。なお、判定基準が明確ではない基本要素②、重要要素③、⑤、参考要素⑧、⑨については、(4)判定基準の設定の検証で設定した具体的な判定基準に基づき評価した。

評価項目		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑	
基本要素	①敷地面積の確保	市判定	○	○	○	○	
		検証	○	○	○	○	
		判断根拠	7.2ha	4.1ha	5.8ha	9.6ha	7.6ha
	判定基準	○:4ha以上の整形地が確保できる、△:3ha以上4ha未満の整形地が確保できる、×:3ha未満の整形地が確保できる					
基本要素	②アクセスのしやすさ	市判定	○	△	○	△	
		検証	○	△	○	×	△
		判断根拠	県道浅井犬山線に接続している	県道浅井犬山線まで64m	国道155号線に接続している	県道西之島江南線まで217m	国道155号線まで65m
	判定基準	○:主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続、△:主要道路まで100m未満、×:主要道路まで100m以上					
重要要素	③用地確保のしやすさ	市判定	△	△	△	△	
		検証	△	△	△	△	
		判断根拠	地権者94名 291筆	地権者81名 225筆	地権者73名 132筆	地権者77名 129筆	地権者70名 151筆
	判定基準	○:地権者が50名以下、△:地権者が51名~100名、×:地権者が101名以上					
重要要素	④近くの住居の少なさ	市判定	○	×	×	×	△
		検証	○	×	×	×	△
		判断根拠	500m以内の住宅数 178戸 589戸 683戸 531戸 279戸				
	判定基準	○:200戸未満、△:200戸以上~500戸未満、×:500戸以上					
重要要素	⑤運搬経費の安さ	市判定	○	△	△	△	
		検証	○	△	△	×	△
		判断根拠	運搬費用(千円/年) 107,237 139,103 137,110 147,186 130,167				
	判定基準	○:~118,944千円/年、△:118,945千円/年~145,376千円/年、×:145,377千円/年~ ※平均値(132,161千円/年)の±10%とした					

### ●市判定との相違点

#### 「②アクセスのしやすさ」について評価を見直し

「曾本町二子前」については、市判定は「△」であったが、新たに設定した基準(主要道路まで100m以上)により「×」とした。

#### 「⑤運搬経費の安さ」について評価を見直し

「曾本町二子前」については、市判定は「△」であったが、新たに設定した基準(平均値より10%以上高くなる)により「×」とした。

評価項目		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑
参考要素	⑥学校等施設の有無	市判定	×	○	○	×
		検証	×	○	○	×
		判断根拠	江南緑地公園(中般若)、学習等供用施設(中般若会館)、木曾川扶桑緑地公園	該当施設なし	該当施設なし	学習等供用施設(曾本会館)
	判定基準	○:周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない、×:周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある				
参考要素	⑦搬入道路の集落通過	市判定	○	○	○	○
		検証	○	○	○	○
		判断根拠	集落なし	集落なし	集落なし	集落なし
	判定基準	○:集落等を通わず施設に搬入が可能、△:施設に搬入するために一部集落等を通ずる、×:施設に搬入するために相当規模の集落等を通ずる				
参考要素	⑧行政計画とのつりあい	市判定	○	○	○	△
		検証	○	△	△	△
		判断根拠	整合する	農振地域	農振地域	農振地域
	判定基準	○:土地利用構想、土地利用計画に支障がない(解除等が必要な指定がない)、△:土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない(解除等が必要な指定があるが、解除は可能)、×:土地利用構想、土地利用計画に著しい支障がある(解除等が難しい指定がある)				
参考要素	⑨土地造成のしやすさ	市判定	△	○	○	○
		検証	△	○	○	○
		判断根拠	主に山林(現況)、その他畑等	主に田、その他畑等	主に畑、その他田等	主に田、その他畑等
	判定基準	○:地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である(平坦な地形)、△:地形上の問題により造成上の開発投資が必要である(土地造成が可能である)、×:急峻な地形等により土地造成が困難である(土地造成が困難である)				
参考要素	⑩土地利用の現況	市判定	○	○	×	×
		検証	○	○	×	×
		判断根拠	ほとんどが未利用	ほとんどが未利用	田、畑として利用	田、畑として利用
	判定基準	○:現在のところ土地はほとんど利用されていない、×:現在のところ土地の多くが他の目的(田・畑等)に利用されている				

### ●市判定との相違点

#### 「⑧行政計画とのつりあい」について評価を見直し

農業振興地域の指定の有無を判定に加えた。「宮田町河沼」「五明町福森」「曾本町二子前」については、農業振興地域に指定されていることから、市判定は「○」であったが、「△」とした。

●追加検討項目の検証

評価項目		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑
⑪土地利用の許認可(河川保全区域)	評価	△	△	○	○	○
	判断根拠	一部指定されている	一部指定されている	なし	なし	なし
	判定基準	○:指定されていない、△:一部指定されている、×:全域指定されている				
⑫土地利用の許認可(航空法による高さ制限)	評価	×	△	○	○	○
	判断根拠	56m程度	71m程度	なし	なし	なし
	判定基準	○:指定されていない、△:指定されている(60m以上)、×:指定されている(60m未満)				
⑬構築物等の有無	評価	△	△	○	○	○
	判断根拠	住宅、墓地、焼却炉等	倉庫	なし	なし	なし
	判定基準	○:構築物等がない、△:構築物等があるが、避けることは可能、×:避けることができない構築物等がある				
⑭近接する水源の有無	評価	△	○	○	○	○
	判断根拠	下般若第1号井	なし	なし	なし	なし
	判定基準	○:近接する水源(河川、地下水)はない、△:近接する水源(地下水のみ)がある、×:近接する水源(河川)がある				
⑮浸水想定区域の指定	評価	○	×	○	○	○
	判断根拠	なし	全域指定されている	なし	なし	なし
	判定基準	○:指定されていない、△:一部指定されている、×:全域指定されている ※木曾川はん濫時浸水シミュレーションによる				
⑯候補地選定に向けた合意形成過程	評価	×	×	×	×	×
	判断根拠	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない
	判定基準	○:周辺地区を含めた地元住民の理解を得ている、△:所在地区住民の理解を得ている、×:地元住民の理解を得ていない				

●「都市計画」における配慮項目の検証

評価項目		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑
⑰工業地域又は工業専用地域であること	評価	×	×	×	×	×
	判断根拠	工業用地等でない	工業用地等でない	工業用地等でない	工業用地等でない	工業用地等でない
	判定基準	○:工業地域又は工業専用地域である、×:工業地域又は工業専用地域でない				
⑱既存集落から100m以上離れていること	評価	×	×	×	×	×
	判断根拠	離れていない	離れていない	離れていない	離れていない	離れていない
	判定基準	○:100m以上離れている、×:100m未満である				
⑲住居系の用途地域から100m以上離れていること	評価	○	○	○	○	○
	判断根拠	離れている	離れている	離れている	離れている	離れている
	判定基準	○:100m以上離れている、×:100m未満である				
⑳学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること	評価	○	○	○	○	○
	判断根拠	離れている	離れている	離れている	離れている	離れている
	判定基準	○:100m以上離れている、×:100m未満である				

判定基準が明確ではない項目について具体的な判定基準を設定した結果、市が行った判定結果と一部異なった評価となったが、判定基準が明確な項目については、同じ評価となったことから、市の判定結果は概ね妥当である。  
追加検討項目及び「都市計画」における配慮項目について検証した。

(6) 判定結果の点数化(重み付け)の検証

評価要素	市が行った判定基準の重み付け		
	判定ごとの点数		
	○	△	×
基本要素	5点	3点	1点
重要要素	10点	6点	2点
参考要素	3点	2点	1点

●重要要素の重み付けの検証

ごみ処理施設の建設にあたっては、一般的には建設用地を確保することが最も困難な問題であり、用地取得に関係する③用地確保のしやすさ、④近くの住居の少なさを重視することは妥当である。また、ごみ処理経費に占める収集運搬費の割合が大きいことから、経済性を考慮して、⑤運搬経費の安さを重視していることも妥当と考える。なお、事業を進める上で、地元の理解が必要となることから、⑯候補地選定に向けた合意形成過程を重要要素に追加することも考えられる。

●基本要素の重み付けの検証

基本要素の項目である①敷地面積の確保、②アクセスのしやすさは、ごみ処理施設用地としての基本条件であり、重要要素に次ぐ重み付けは妥当である。なお、①敷地面積の確保は必須条件として点数評価から除外することも考えられる。

●参考要素の重み付けの検証

参考要素は、各候補地の状況の違いをみる項目であり、基本要素より重み付けを低くすることは妥当である。なお、①敷地面積の確保を必須条件として点数評価から除外した場合、参考要素の重み付けを基本要素(②アクセスのしやすさ)と同一とすることも考えられる。

●追加検討項目の取扱い

⑪土地利用の許認可(河川保全区域)

規制にかからない範囲内において用地面積が確保できれば問題はないため、点数評価を行わない。

⑫土地利用の許認可(航空法による高さ制限)

「中般若町北浦」が56m程度に制限されているが、一般的に煙突の高さは航空法での制限により59m以下で計画しているところが多く、煙突の高さを56m程度としても排出ガスに含まれる有害物質の着地濃度が高くなる影響はほとんどないと考えられるため、点数評価を行わない。

⑬構築物等の有無

住居、墓地、焼却炉、倉庫などを避けて用地面積が確保できれば影響は小さいと考えられるため、点数評価を行わない。

⑭近接する水源の有無

「中般若町北浦」の近傍に取水井戸があるが、距離が離れていればごみ処理施設建設の影響は小さいと考えられるため、点数評価を行わない。

⑮浸水想定区域の指定

施設に与える影響が大きいことから、点数評価の対象とする。

⑯候補地選定に向けた合意形成過程

各候補地に差はなく、点数評価を行わない。

●「都市計画」における配慮項目の取扱い

⑰工業地域又は工業専用地域であること、⑱既存集落から100m以上離れていること、⑲住居系の用途地域から100m以上離れていること、⑳学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること

各候補地に大きな差はなく、点数評価を行わない。

重み付けの検証結果から、市設定の重み付けは概ね妥当である。  
追加検討項目及び「都市計画」における配慮項目の取扱いについて検証した。

## (7) 評価結果の検証

### ●市が設定した重み付けを用いた評価

②アクセスのしやすさ、⑤運搬経費の安さについては、(4) 判定基準の設定の検証で設定した具体的な判定基準に基づき評価したことにより、また、⑧行政計画とのつりあいについては、農業振興地域の指定の有無を判断に加えたことにより、市評価を見直した。

評価項目		中般若町北浦		宮田町河沼		五明町福森		曾本町二子前		小折町八反畑	
基本要素	①敷地面積の確保	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
	②アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	×	1	△	3
	小計	10		8		10		6 8		8	
重要要素	③用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
	④近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
	⑤運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	×	2	△	6
	小計	26		14		14		10 14		18	
参考要素	⑥学校等施設の有無	×	1	○	3	○	3	×	1	×	1
	⑦搬入道路の集落通過	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3
	⑧行政計画とのつりあい	○	3	△	2	△	2	△	2	△	2
	⑨土地造成のしやすさ	△	2	○	3	○	3	○	3	○	3
	⑩土地利用の現況	○	3	○	3	×	1	×	1	×	1
	小計	12		14 15		12 13		10 11		10	
合計		48		36 37		36 37		26 33		36	

※見え消し部分は、市評価

### ●評価項目を一部削除・追加し、重み付けを変更した評価

①敷地面積の確保を除外し、⑮浸水想定区域の指定を追加し、基本要素と参考要素の重み付けを同じとした場合の判定結果

評価項目		中般若町北浦		宮田町河沼		五明町福森		曾本町二子前		小折町八反畑	
基本要素	②アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	×	1	△	3
	小計	5		3		5		1		3	
重要要素	③用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
	④近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
	⑤運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	×	2	△	6
	小計	26		14		14		10		18	
参考要素	⑥学校等施設の有無	×	1	○	5	○	5	×	1	×	1
	⑦搬入道路の集落通過	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
	⑧行政計画とのつりあい	○	5	△	3	△	3	△	3	△	3
	⑨土地造成のしやすさ	△	3	○	5	○	5	○	5	○	5
	⑩土地利用の現況	○	5	○	5	×	1	×	1	×	1
	⑮浸水想定区域の指定	○	5	×	1	○	5	○	5	○	5
小計		24		24		24		20		20	
合計		55		41		43		31		41	

市が設定した重み付けを用いた評価、評価項目を一部削除・追加し、重み付けを変更した評価ともに中般若町北浦地内が候補地として最も相応しい。

## 6 所感

ごみ処理施設建設の候補地選定方法は、複数の候補地を抽出し、あらかじめ設定した評価項目に基づき、数回の絞り込みを経て最も相応しい1か所を決定する。なお、初めに抽出した候補地が少ない場合は、一度の評価で決定する場合もある。

候補地の抽出方法は、行政区域全域を対象として、法規制、地形等の物理的な条件から施設を建設できない地域を設定し、残った地域から施設の建設に必要な面積を確保できる場所を探し、そこを候補地とする手法がある。なお、推薦や公募により候補地を設定する場合もある。

江南市の場合、市域中心部は住宅地や商業地となっており、周辺部が田園集落地となっている。そのため、ごみ処理施設建設に必要な面積の土地を候補地として多数抽出することが難しい状況にある。

抽出した候補地が5か所であったことから、数回に分けて徐々に絞り込みを行うのではなく、一度の評価で決定する手法は妥当である。

候補地抽出後は、設定した評価基準に基づき、絞り込みを行っているが、設定した評価項目は特別なものでなく、他自治体でも採用しているものである。着眼点についても用地取得、収集運搬経費（経済性）に重点をおいたものであり、視点としては妥当なものである。

以上のことから、市が実施した候補地選定結果は、妥当なものである。